

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 4年経ても格差が解消されない県教委の欠陥「新人事ルール」

県教委「新人事ルール」ではなぜ相変わらず人事配置のアンバランスが解消されないのか

今年度も県教育委員会による人事異動作業が始まった。1次ヒアリングは1月19日と20日である。2次ヒアリングは2月9日と10日、内示は3月15日前後とみられる。

移行措置として強制異動（「グループ異動」）は11年目になることと、56歳以上が対象から除外される以外には前年度との違いはない。

高教組は2004年に「学校間格差」に関連する人事配置のアンバランスを解消するため、県教育委員会に「人事ルール」（下欄）の採用を提案した。それを受けた形で県教委は2006年度に「新人事ルール」を発表し翌2007年から実施している。高

教組が提案したルール案と県教委の「ルール」の差異と問題点について、改めて述べることにする。

### 相変わらず人気校から人気校へ

高教組の提案は、人事異動における著しい不公平・不公正と、学校ごとの年齢別・男女別配置の不均衡を解消するため、100校あまりの高校を転入希望の多寡により3分類したうえで公正で平等な人事異動を実施し、教育活動の向上をめざすものである。

しかし県教委は、15校（2010年度末異動から16校）について相互の異動をおこなわないと

するにとどめた。高教組提案の「転入希望の多い学校」間の相互異動を禁じる趣旨を踏まえた案なのだが、必要数の半分以下であったうえ、希望の多寡による3分類には踏み込まなかった。そのため相変わらず多くの「転入希望の多い学校」の教員が強制異動対象となる前に希望の「転入希望の多い学校」へ異動しようとする状態が継続し、「転入希望の少ない学校」への異動希望が増えることはなかった。

### 一律異動による困難校の窮状

高教組の提案は、「転入希望の少ない学校」（おおむね「教育困難校」）については、本人が希望すれば10年を超えて勤務することができるとするもので、「強制異動」は「転入希望の多い学校」「中間の学校」に限る。

しかし、県教委は、一律に強制異動をさせるもので結果的に「異動希望の少ない学校」（おおむね「教育困難校」）から意欲あるベテランを強制的に排除し続けている。しかも、後任にはベテランの教諭が配置されないことも多々あるのが実態である。最低限でも、複数校を一括する「グループ」申告方式ではなく、

# 現業労組「賃金引下げ阻止」の県教委交渉を行う

## 正規採用の再開、夜間定時制給食の自校調理方式の存続を求めて

昨年12月14日、茨高教組および現業労組は現業職員の正規採用再開、現業職員対象の賃金削減反対、夜間定時制給食の自校調理方式の存続を求め、県教委交渉を行った。教育委員会からは高校教育課市川課長補佐ら5名が出席した。茨高教組は交渉に先立ち、要求署名簿（86分会1,820筆）を手渡した。

現業職員は2001年度以降、退職後の不補充が続き、正規採用が行われていない。また、2007年10月、知事部局勤務の現業職員に対して平均13.4%、最大19.3%の賃金削減提案が出された。

賃下げ提案は同年12月に一

旦は取り下げられたが、知事部局内に賃金水準見直しの調査・研究を目的とする小委員会が設置され、以降、知事部局内で労使の協議が行われている。

茨高教組・現業労組は、全国的に現業業務の民間委託化が進められている状況や茨城県の正規採用状況を踏まえ、①賃下げ問題が労働条件の引き下げであることはもちろんのこと、②校内の環境整備や児童・生徒の様々な障害の実態に応じた給食の提供など県の責任として行うべき学校現業業務を廃止する動きであり、③結果として児童・生徒の教育条件の切り下げにつながると捉え、2008年度以降、地

域単位の学習会を7回開催し、2009年度からは各職場で要求署名にとりくんできた。

知事部局の動向から、来年度には2007年度提案とほぼ同じ内容の賃下げが知事部局内で提案される可能性が高まっている。

現業職員の生活設計を根底から崩す最大19%にもおよぶ賃金引下げ方針は、到底認められるものではない。茨高教組は今後、県議会、県知事、関係機関への働きかけなどあらゆる手段を使って、「賃金引下げ阻止」のために闘っていく。

学校で共に働く現業職員の直接的な行動が、今、何よりも求められる。

学校名での希望申告と複数回の打診を経ての異動先決定をおこなうべきであるのに、それすらしていない。

### 実業系教員の専門性を見極めよ

実業系高校の教諭・実習教員の強制異動も大きな問題を含んでいる。実業系であってもいくつかの学校を経験することは必要であると考えられるが、機械的かつ一律に在職年数だけを理由に異動させたのでは、教育活動の質を維持するのは著しく困難となる。一定期間を設けて引き継ぐ教員を育成したり、専門性をきちんと考慮した上で異動することが必要である。

高教組の提案では、実業系高校の多くは「異動希望の少ない学校」に属するため、一律の強制的な異動はおこなわれないうえ、年数のみによる機械的異動はおこなわず諸条件をきちんと見極めて異動できるよう配慮すべきとしている。

### 高教組案の「3分類化」採用を

高教組の提案は、「異動希望の多い学校」「中間の学校」を連続して勤務した場合、自ら「希望の少ない学校」へ異動しなければならぬルールとし、従来回避されがちな学校への異動を促進するものである。その場合でも、そのまま放置したり、引き

続いて「希望の少ない学校」に異動させられることはありえず、見直しをもって「希望の多い学校」へ異動することが可能となる。地域以外にも、学校の類型・特徴を考慮し、何歳ぐらいで異動するのかをある程度の計画のもとに選択できるルールである。

みずから希望して様々な種類・類型・特徴の学校を経験することで、経験豊かで幅広い視野をもつ教員としての成長が可能になる。

県教委は、現状のルールなき人事異動から脱却し、速やかに高校の3分類化による公正・公平な異動ルールの採用を決断すべきである。

### 高校教員に関する人事異動ルール案（要旨）

2004年8月 茨高教組第79回臨時大会決定

- 1 高校を、異動に関する希望調査の実績にもとづき、「転入希望の多い学校」、「中間の学校」、「転入希望の少ない学校」の3つに区分する。
- 2 高校の教員は、
  - (1) 勤務10年で異動する。（異動には2年程度の猶予期間を設け、最も異動しやすい時に異動する。）
  - (2) 「転入希望の多い学校」及び「中間の学校」を連続して勤務した場合には、次の異動先は「転入希望の少ない学校」とする。
  - (3) 「転入希望の少ない学校」の場合、本人の希望があれば10年を超えて勤務することができる。

# 特別権力関係論に立脚する行政の「自由裁量」論の解体

## 教育公務員特例法を蹂躪する違法行為について（第5回）

### 特別権力関係論の放棄

長塚校長は、茨城県立古河第三高校の全教員に『新学校管理読本』のコピーを配布し、そこにわざわざ「校長見解ではなく文科省見解」と記入した。舌足らずだが、「校長見解であるだけでなく文科省見解でもある」との趣旨だろう。しかしながら、札幌高裁判決の引用を中心とする188-190ページの記述を単純に「文科省見解」と言えるかどうか、少々検討が必要である。話は簡単ではないのだ。

永塚校長がその一部をコピーして配布した『新学校管理読本』第三次全訂版（1997年）を初版（1969年）や第二次改訂版（1978年）とくらべると、構成が大きく異なる。初版と第二次改訂版は、「営造物としての学校」と題して、「特別権力関係論」について16ページを費やして詳細に論じている。すなわち、「営造物の利用関係は〔……〕原則として私法関係なのである」（初版、39頁）としたうえで、「学校教育が、一般住民の教化及び人格育成活動という強度に倫理的な性格を有するものであることにより、〔……〕一種の公法上の特別権力関係を形成すると解されている」（40頁）という。

さきに見たとおり、「特別権力関係論」においては、国公立学校や国立病院などにおける営造物利用関係は民法などの「私法」の適用されない「公法」上のも

のとされ、学校・病院は学生生徒・入院患者に対して法律上の根拠なしに特別な権力を行使しうるとされるのであるが、『新学校管理読本』は、「営造物の利用関係は〔……〕原則として私法関係なのである」とする。これでは前提条件が否認され「特別権力関係論」の成立の余地はないのだが、『新学校管理読本』はそんなことはおかまいなしに、別の論拠をつくりあげる。

すなわち、学校教育は「倫理的な性格」を持つので「一種の公法上の特別権力関係を形成すると解される」のだという。奇妙な説である。そのほか、教育委員会は「営造物」である（28頁）とか、「児童生徒が学校内に持ち込んだナイフやパチンコの玉などを取り上げて保管する」場合のように営造物権力は「物に対して発動される」こともある（42頁）などの珍説を展開する。

『新学校管理読本』の「特別権力関係論」における支離滅裂な主張の数々はまことに興味深い。このようなことを言う行政法学者がいるのであれば是非とも勉強したいのだが、出典や引用文献が一切示されていないためこれ以上調べようがないのが残念である。

それはともかく、永塚校長がコピーした『新学校管理読本』第三次全訂版では、この珍説「営造物としての学校」全16ページは全部削除された。それ以外の部分に「特別権力関係論」を

前提とする主張が散在しているので、文部科学省が「特別権力関係論」についてきちんと検討して全面的に整理したというのではないようだが、すくなくとも露骨な「特別権力関係論」を16ページにわたって延々述べるのはいくらなんでもまずいと判断したのだろう。

とりあえず、『新学校管理読本』は当初の少々ユニークな「特別権力関係論」を放棄したとみて差し支えない。

### 札幌高裁判決の採用

しかしながら、この『新学校管理読本』第三次全訂版に札幌高裁判決が引用されているので少々話がややこしくなる。『新学校管理読本』は、時代錯誤の「営造物としての学校」全16ページを削除して、一応特別権力関係論を清算する一方で、特別権力関係論のうえに立って独自に研修承認要件を追加した札幌高裁判決を掲載している。首尾一貫しない編集方針である。

執筆した文部省地方課の職員らは、一応は判決の全文に目を通したのだろうが、特別権力関係論が主たる論拠になっていることには特段留意しなかったとみえる。「羈束」を「拘束」に書き換えたうえで（さらに一か所写し間違っ）、本文中に引用することにした。

### 文部大臣の国会答弁

「特別権力関係論」をめぐる、

裁判所と行政機関が共同してつくりあげた混乱状況に、さらに国会も参加する。

1999（平成11）年8月13日、参議院の「国旗及び国歌に関する特別委員会」における審議の過程で、江田五月議員（民主党）が特別権力関係論について有馬朗人文部大臣に質問した。「君が代」の歌詞を解釈する権限はどこにあるのかを問題にする質疑の中でのことである。

さて、文部大臣、最終的に国民の解釈、そして学校現場ではということになるんですが、学校現場の校長と教師とか、あるいは教師と子供とか児童生徒とか、この関係について、よくこれは特別権力関係なのだからというような説明がなされることがある。文部省はそういう説明をしたことはないというふうにも聞かれますが、特別権力関係、これはおとりになるのかとられないのか、端的に教えてください。

江田五月は、(1) 校長と教師との関係、(2) 教師と児童生徒との関係を、それぞれ「特別権力関係」としてとらえるのか否かを質したものである。しかし、それをいうなら(1) 行政当局と公務員たる教員との関係、(2) 営造物たる学校と利用者である児童生徒との関係というべきである。

また、前述のとおり文部省が戦後の一時期まで「特別権力関係論」を吹聴していたことは明らかで、文部省はそういう説明をしたことはないと聞いておられると江田が言っているのは、わざ

とトボケているのかもしれないが、事実と反する。それはともかく、「特別権力関係論」の立場にたつのか否かと、端的に質問された有馬朗人文部大臣は次のとおり答弁した。

文部省といたしましては、公立学校の校長と教員、あるいは教員と生徒の関係を特別権力関係とはとらえておりません。(http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/145/0044/main.html)

裁判官出身の江田五月（現在法務大臣）にしてこの程度の厳密さを欠く質問をおこない、物理学者および俳人の有馬朗人が不正確な用語をそのまま使って答弁する。さきに見たように札幌高裁判決は、官吏の雇用関係と営造物利用関係を混同・合成したうえで、さらに、営造物たる学校の本属長と、営造物の人的要因たる教員との間の特別権力関係という新説を打ち出したが（連載第3回）、それと同一の錯誤である。日本国の「三権」が揃いも揃って同じ誤りに陥っていることになる。

そうはいってもまさか有馬文相は、(1) 公立学校の校長と教員、ならびに(2) 教員と生徒の関係を特別権力関係ではないが、(1) 行政当局と公務員たる教員との関係、ならびに(2) 営造物たる学校と利用者である児童生徒との関係は特別権力関係であると言っているわけでもないだろう。ここでは一応、1999年の時点で文部省（現在の文部科学省）がはっきりと「特別権力関係論」を否定したと受け取っておこう。

長塚校長が「校長見解ではな

く文科省見解」と注記した札幌高裁判決の引用を中心とする『新学校管理読本』の該当箇所の記述は、単純に「文科省見解」と断言すべきではなかったと結論づけるのが妥当だろう。

### 特別権力関係論に関連する問題

以上、県内の一校長が「自宅でない理由」なる奇怪な要件を持ち出して、結局のところ真剣に研修にとりくむ教員の熱意に水をさした事例をきっかけにして、教育公務員特例法第22条の規定する「勤務場所を離れて行う研修」に関する法令解釈について、ひととおり検討してきた。

茨城県高等学校教職員組合としては、この問題については十年前の時点で論じ尽くしたつもりでいた(www.mito.ne.jp/~iba-kou/kouchoukai/10.pdf)。しかし今回、一校長の言動を機会に改めて検討することになり、従来さほど気にも止めていなかった「特別権力関係論」について研究することになった。そして、「特別権力関係論」はじつはわれわれ学校教職員が現在直面している諸問題に幅広く関連していることに気付かされた。行政当局は今もさまざまな場面で、「特別権力関係論」でしか説明のできない誤った主張、たとえば行政機関の「自由裁量権」というまやかしの論理をふりかざし、みずからの違法不当な行政行為を正当化したつもりでいるのだ。

「研修」に関する連載はこれで一応終結することとし、今後はそれら諸問題の分析に向かうことにしたい。

(おわり)